

山都町老朽危険空家等除却促進事業補助金 申請から交付までの手続きの流れ

1. 事前調査申請書の提出

約2週間

募集期間中に必要書類を添えて提出ください。

- ・位置図 ・現況写真 ・建物の全部事項証明書（未登記家屋の場合は固定資産税証明書等）
- ・本人確認ができるものの写し

2. 現地調査

- ・現地にて町が補助対象（老朽危険空家等）の判定を行います。

3. 判定結果通知

- ・町から申請者へ郵送されます。

4. 交付申請書の提出

※判定結果が老朽危険空家等となる場合のみ

期限まで必要書類を添えて提出ください。

- ・解体業者の見積書 ・誓約書 ・同意書

※相続人等による申請にあつては、戸籍謄本の写し等や除却同意書を添えてください。

※相続人が調査により不明な場合は、確約書を添えてください。

5. 交付決定通知

※募集枠を超える申請があつた場合は抽選します。

- ・町から申請者へ郵送されます。

6. 事業着手届の提出

(交付決通知日以降)

必要書類を添えて提出ください。

- ・解体業者との契約書

※実施状況と事業完了の写真を撮影してください。

※事業内容や金額等に変更が生じる場合は、別途手続きが必要です。詳細は山の都創造課へお問い合わせください。

- ・事業完了後、解体業者へ代金をお支払いください。

7. 実績報告書の提出

必要書類を添えて提出ください。

- ・領収書の写し ・実施状況が確認できる写真 ・完了が確認できる写真

※事業が完了した日から30日以内又は2月末のいずれか早い日までに提出下さい。

8. 確認検査

約1週間

- ・現地にて町が確認検査を行います。

9. 交付確定通知

- ・町から申請者へ郵送されます。

10. 補助金交付請求

約2週間

- ・請求書と振込先の通帳の写しを提出ください。

※日付等は未記入としてください。

11. 補助金支払い

- ・町から指定の口座に補助金が振り込まれます。振込日は毎週木曜日です。



注意！！



※交付決定前の事前着手はできません。

※2月末までに事業が完了する必要があります。

お問合せ先

山都町役場 山の都創造課：0967-72-1158